

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年12月10日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本板硝子株式会社 代表取締役 森 重樹 電話 03 - 5443 - 9522					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	2020年目標（1990年比）を以下のように設定し、既導入の環境マネジメントシステムを軸に削減を目指す。CO2削減≧25% リサイクル率≧99%						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	265,220.3 トン	275,426.4 トン	251,270.4 トン	259,458.1 トン	-1.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	255,343.5 トン	275,426.4 トン	251,270.4 トン	259,458.1 トン	2.6 パーセント	
目標の根拠	窯の老朽化により熱効率が落ちている為、第1年度は大幅に悪化する、第2年度で定期補修を行うが、新ラインの立ち上げなどにより、平均して増減率は若干悪化する見込み。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産㎡/1000000)	6,843.70	7,530.33	8,461.87	5,966.93	6.96 パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	38.0 パーセント	38.0 パーセント	38.0 パーセント	38.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善する					
	(3)年度	生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善する					
	(4)年度	生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善する					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日を事務所、常雇勤務者対象にノーマイカーデーを推奨する。					
	上記の措置を採用する理由	工場立地条件と勤務体系の制約から主な通勤手段は自家用車（又バイク）で、公共交通のバス（本数少なく夜間無し）は利用者が限られているが、近年は自転車や徒歩通勤が確実に多くなっています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政や地域の、環境活動に積極的に協力、参加し地球温暖化対策を推進する。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。